

会 議 録

会議の名称	(仮称) 小金井市新福社会館管理運営計画策定委員会 (第2回)
事務局	福祉保健部地域福祉課
開催日時	令和3年7月30日(金) 午後2時30分～午後4時30分
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室
出席者	<p>委員長 金子 和夫委員 副委員長 吉岡 博之委員 委員 坂野 勝一委員 平野 澄江委員 邦永 洋子委員 田川 尚子委員 菅沼七三雄委員 (欠席 諏訪間千晃委員 萬羽 郁子委員)</p>
	<p>事務局職員 福祉保健部長 中谷 行男 福社会館等担当課長 伊藤 崇 地域福祉課地域福祉係主任 斉藤 祐太 庁内検討委員会職員 コミュニティ文化課長 河田 京子 公民館長 鈴木 遵矢</p>
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	6人
会議次第	<p>1 開会 2 議事 (1) 会議録の承認について (2) 委員会の運営等について (3) 多目的室のLAN環境の整備について (4) 諸室の貸出について ① 多目的室等の利用想定を検討 ② 多目的室等の利用時間区分の検討 ③ 多目的室等の利用団体登録の検討(登録の条件、登録の区分) ④ 多目的室等の利用予約の検討(優先利用、利用制限) (5) 質問・意見に対する回答表 (6) 次回の開催日時について (7) その他</p>
会議結果	別紙「会議録(主な発言要旨等)」のとおり
提出資料	<p>※ 配布資料 ① 意見・提案シート ② 市内公共施設(貸出諸室)比較表 ③ 諸室の貸出について ④ 質問・意見に対する回答表</p>

会議録（主な発言要旨等）

1 開会

2 議事

(1) 会議録の承認について

○事務局の説明

（事務局）第1回策定委員会の会議録を事前に委員に送付し、確認していただいた。修正がある場合は別途、会議録修正票を提出していただいた。その修正箇所を反映したことをもって承認とさせていただきたい。

○主な意見等

（委員長）修正箇所を反映し、承認ということでよろしいか。（「異議なし」の声あり）それでは承認とさせていただく。

【決定事項】

要点記録による作成・公開とした会議録の承認を得る。

(2) 委員会の運営等について

○事務局の説明

（事務局）傍聴者への意見・提案シートについて、委員会の傍聴者からの意見を聞くために活用するもので、この委員会で活用するかどうか、その取扱いについて協議していただきたい。本委員会において活用することになれば、委員会開催の10日前までに事務局に提出していただく。活用となった場合は、傍聴者の方へ配付する。

○主な意見等

（委員）意見・提案シートは、いろいろな委員会で活用している。積極的に取り入れたほうがいい。

（委員）議題に全く関係のない内容の場合、あるいは非常にたくさん提出された場合に委員会がすべて見るとなると非常に負担になる。事務局が事前に内容等を確認して、委員会で協議すべきものと判断したものを委員会に提示していただきたい。

（委員長）市民の方々の意見は全て見たいと思うが、物理的になかなか難しい。これ以外でもパブコメなども予定している。傍聴者から意見があれば、地域福祉課宛てに提出してもらい、事務局と委員長を交えて、そこで取捨選択し、協議すべきものを委員会に取り上げるという形でよろしいか。それではそのような形にさせていただく。

（委員）小金井市に在住、在勤、在学等なのかという区分を入れていただけないか。意見は非常に貴重だと思うが、その方が市外であれば、こういう発想が市外から出てくるというのを理解しておきたいというのが目的である。

（委員）その意見がいい、悪いということではなくて、参考にするために市内・市外の分けが必要だという意見でよいか。

（委員）他の協議会で市内・市外だけ書いてもらい、助かるときが実際にあった。最低限ということで市内・市外だけを書く。私の経験から非常に意味があるというふう

に思っているので、提案させていただいた。

(委員長) いい意見はいい意見として、市内・市外というのは不要ではないか。

(委員) そもそも新福祉会館の利用者の登録の内容に、市内の人も市外の人も使えるという部分が入っている。当然そういう人たちが入っているのだから、市内・市外という部分はあまり必要じゃないのかなと感じる。

(委員) このままでいいと思う。

(委員) 私の意見は、氏名というのは必要ないと思うので、氏名を削って、その代わりに市内外を入れていただきたい。氏名が既に入っているのだから、市内外を入れることを提案した。氏名は意味がないから、氏名を削ってしまった場合に、何も情報がなく意見をしていくというのは、それでいいのかというふうに思うので、市内外を最低限の情報として入れていただけないかという意見である。

(委員) 基本的には責任を持って質問を提出してもらいたいので、個人名はきちんと入れてもらいたい。

(委員) きちんと誰が書いたか分かるように、名前は入れていただきたい。

(委員長) この意見・提案シートは、原案どおりとさせていただきたい。よろしいか。(「はい」の声あり) 原案どおりで進めさせていただく。

【決定事項】

傍聴者への意見・提案シートは活用することと決定。意見・提案シートは、原案どおり。

策定委員会開催日の10日前までに事務局に届いた意見・提案シートは、委員長と事務局で相談し、審議すべきものについて委員会に配付する。

(3) 多目的室のLAN環境の整備について

○事務局の説明

(事務局) 第1回策定委員会で、多目的室においてインターネット環境がない旨説明したところ、複数の委員から設置すべきという要望があった。そのため、前回の策定委員会後、多目的室のインターネット環境の導入について、事務局で検討して、有線LANを導入する予定で現在進めている。導入する理由としては、現在、市民生活のあらゆる場面においてICTが活用され、またコロナ禍において、ニーズが高まっている状況がある。ICT環境を推進することで、より効果的な市民の交流、生きがいつくり、学びにつながるものと考えている。有線LANの導入理由については、多目的室での使用用途を考えた場合、多目的室を利用する方がオンライン講座やオンライン会議で使用するものであるため、通信が安定し、セキュリティが高いことが求められることから、無線LANではなく、有線LANの導入とした。

○主な意見等

(委員長) 第1回策定委員会で、委員から要望があったと認識している。結果として、事務局で検討し、導入するということであるため、積極的に進めていただきたい。これは報告ということよろしいか。ありがとうございます。

(4) 諸室の貸出について

① 多目的室等の利用想定を検討

○事務局の説明

(事務局) 管理運営計画 25 ページを説明。営利を目的とする場合は利用不可としている。定員、面積については現在未確定であるため、今後変更になる可能性がある。「多目的室 01 は、選挙期間中、期日前投票の会場として利用をします」と記載している。あらかじめ決まっている選挙の際に、市民の予約受付前に、行政使用により長期に多目的室 01 を使用させていただくことがある。また、突発的な選挙の場合、仮に市民の方の利用予約が入っていた場合でも、急遽行政使用の相談をさせていただく場合がある。利用想定については、資料③の項番 1、2 の部分が関連しているので、併せて検討、協議していただきたい。

○主な意見等

(委員長) これから検討、協議していきたい。資料③の項番 1、2 について、提案委員から、簡潔に提案理由の説明をお願いしたい。市の考え方について、市のほうでも簡潔に説明をお願いする。

(委員) 項番 2 について、新福祉会館での多目的室というのは、公民館中長期計画の中で、新福祉会館を使って公民館の主催事業をするということが書かれていたかと思う。そういうことを考えると、公民館の主催事業の際には、政治的、宗教的なことでは使いませんということが明記されているのがいいのではないかと考え、意見した。

(事務局) (項番 1 については、提案委員が欠席のため事務局が説明) 項番 1 について、営利の利用でも、市民の学びや公共の利益に寄与する活動がたくさんあるので、営利の場合、利用料金に差をつければよいことで、営利を認めたらどうかという提案をいただいた。それに対して、現状、市の考えは、地域共生社会を実現するための拠点として新福祉会館を整備するものである。「多様な市民の交流・生きがいがづくり・学び」を推進する場として利用するものと考えているため、営利を目的とする場合は利用不可としている。また、旧福祉会館の運用を踏まえ、営利目的は使用不可と考えている。

項番 2 について、新福祉会館は政治・宗教活動の利用に関しては、一律に禁止するものではないと考えているため、計画(素案)には記載していない。ただし、いずれの場合も活動内容によって、管理上支障があるとき等は利用制限をする場合があると考えている。

(委員) 項番 1 については、「公民館だとしても全体が営利目的になるのでなければ、営利目的の利用者に貸出を行うことは特に問題ないものと思います」と記載しているので、拡大解釈ではないか。一部の活動は禁止されている、だけれどもそれ以外のものまで禁止するものではないというのが、平成 30 年に文科省から出ている。そういう意味で、営利目的というのはやはり私は避けるべきだと思うので、市の考え方に最終的には同意する。

項番 2 について、公民館の主催事業は新福祉会館でやらせてもらうということになっている。当然、公民館の主催事業は公民館で社会教育法を受けるわけですから、政治活動、宗教活動についてはやってはいけないということは当然だ

と思う。そういうことで、公民館の理屈を全部、新福祉会館で適用するわけに
いかないの、市の考え方でいいと考えている。

(委員) 項番1について、新福祉会館は福祉で使う目的で作るという、ただそれだけの
話なので、違う目的である営利目的はやりませんという市の考え方で十分だと思
う。

項番2について、何が政治活動、宗教活動かの判断は極めて難しいわけで、禁
止するのは極めて難しいと思う。一律に禁止することはできないと思う。市の
考え方が記載されているように、管理上の、火を使うとか、大騒ぎするとかで
あれば問題ですという対応で十分ではないだろうか。市の考えに賛同する。

(委員) 新福祉会館の中で公民館事業を実施するという事ですから、公民館事業とし
て使われる場合には、それは禁止ですと記載したらどうですかという意見なの
で、市の考えと矛盾しているわけではない。

(委員) 公民館主催事業で、政治活動であるかどうか、宗教活動であるかどうか、この
判断は公民館がやる話であって、新福祉会館で記載するものではないというこ
とでいかがでしょうか。

(委員) 基本的に公民館の主催事業をやるときには、これに触れているか、触れていな
いかは十分チェックできていると思う。

(委員) 最初に公民館のほうできちんと担保されているということであれば、わざわざ
そこに書く必要はなかろうというふうに意見を変えさせていただく。

(委員長) 項番2については、市の考え方で進めさせていただくということによろしいか。

(「はい」の声あり) それでは、そのようにお願いしたい。

項番1について、1つ意見を述べさせていただくならば、今までどおり営利活
動については利用不可ということで、まずは進めさせていただきたい。もし、
それについての意見が多く出てくるようであれば、それ以降にまた再検討して
もらうという形で開始させていただければと思う。項番1としては、それでよ
ろしいか。(「はい」の声あり) では、当初は営利目的の利用不可というこ
で、まずは進めさせていただく。

【決定事項】

利用想定については、計画(素案)どおり決定。営利目的での使用については、不可とし、
営利目的での使用を認めてもらいたいという意見が多く出てきたときに再度検討すること
とした。政治・宗教活動の利用については、一律に禁止するものではないため計画(素案)に
記載せず、管理運営上支障があるときなどは利用制限することとした。

② 多目的室等の利用時間区分の検討

○事務局の説明

(事務局) 管理運営計画26ページの説明。(仮称)新福祉会館は、より多くの方に利用
していただき、また多目的室の稼働率等を高めたいという考えから、利用時間
単位を1時間と設定している。資料③において、特に委員から意見・提案がな
いため、26ページで検討、協議していただきたい。

文言の訂正をお願いしたい。表の下、米印のところ、「全館休館日(第4火曜

日)は全ての諸室の利用はできません」と記載しているが、「毎月第4火曜日は利用できません」と修正をお願いしたい。

○主な意見等

(委員長)特に委員から意見・提案はなかったため、計画(素案)どおりとしたいがよろしいか。(「はい」の声あり)では、この利用時間区分については、説明どおりの修正を加えた上で、計画(素案)どおりということにさせていただく。

【決定事項】

利用時間区分については、計画(素案)どおり決定。

③ 多目的室等の利用団体登録の検討

○事務局の説明

(事務局)管理運営計画26ページを説明。貸出諸室の利用には、事前に利用団体の登録を必要とし、個人での利用は不可としている。予約については、公共施設予約システムによる予約手続を予定している。団体登録は2種類、市内団体、市外団体に分け、登録の区分は3種類で、活動内容の性質別に、A、福祉関係団体、B、生涯学習・地域活動団体、C、その他の団体として区分している。この利用団体登録については、資料③の項番3、4、5が関連しているので、26ページと併せて検討、協議していただきたい。

○主な意見等

(委員長)まず資料③の項番3、4、5について、提案委員から、簡潔に提案理由の説明をお願いしたい。市の考え方について、市のほうでも簡潔に説明をお願いする。

(委員)項番4について、小金井市の新福祉会館ですので、もっぱら小金井市民のために利用できるようにしてほしい。小金井市民が、特に「ゴールデンアワー」を優先的に使えるように規定できないものだろうか。ただ単に「団体の人数が5人以上で、その半数以上が市内に在住、在勤、在学である」というだけじゃなくて、拠点が市内にあるとか、団体にある程度の条件をつける、もう少し厳しいものができないだろうかと思って提言させていただいた。

(事務局)旧福祉会館では、定期使用団体の登録条件には活動の本拠を市内に有することというのがあった。ただ、現状の計画では、小金井市在住、在勤、在学が半数以上としているため、活動の根拠を市内に有するという要件は定めていない。

(委員)項番5について、新福祉会館は小金井市内の人々に使われると思っている。市外の団体も必ず使えるということでしょうか。市内であるべきと書いたほうがいいと思う。

(事務局)新福祉会館については、市内団体としては、その半数以上が小金井市在住、在勤、在学であることという要件がある。それ以外については市外団体としている。市外団体については、②登録の区分のCというところに該当する。貸出諸室を利用する際に、一定要件を備えた団体が優先的に利用できるように、予約できる優先順位に差を設けている。C団体は、27ページの利用予約の③番、随時予約対象団体で、一番遅い予約になっているので、そこで差を設けている。

(事務局) (項番3については、提案委員が欠席のため事務局が説明) 項番3について、

利用団体登録については、登録時に5人以上という登録条件は、少し厳しいのではないかと、少人数で団体活動を始めようということもあるので、2人から3人とするのがよいのではという提案をいただいた。

それに対して、現状、市の考えは、他の市内公共施設や参考とした他市の施設において、大体5人から6人を登録の条件としていたので、新福祉会館についても、5人以上とした。

- (委員長) 提案委員から提案理由を、これについての市の考え方を説明していただいた。どこからでも結構ですので、利用登録団体につきまして意見を頂戴したい。
- (委員) 登録の条件で、市内と市外をどうやって確認するのか。
- (事務局) 団体登録する際に、団体登録票みたいな書類に団体名、会員数、活動内容、代表者名、連絡先等記載していただき、それに基づいて、市内団体なのか、市外団体なのかというところを判断していこうと現時点では考えている。
- (委員) 旧福祉会館では、活動の拠点が市内にあるということが一つの条件だったので、その活動の実態というのは分かっているし、そういう活動団体はここにあると認識することができたが、そのくくりがなくなってしまうと、どこで判断するのかなと感じている。
- (事務局) 現状、この計画上は活動の拠点を市内に有することという条件は入っていない。委員の意見をいただいて、活動の拠点を市内に有するという条件を入れたほうが良いということであれば、追加する考えでいる。協議していただきたい。
- (委員) 登録された市民の人数について、他の施設がどうだというよりも、福祉会館という特殊性を考えて独自に設定するのが一番よいかと思う。その人数の多寡にこだわらない。
- (委員) 登録団体は、この新福祉会館で新しいルールを決めればよいと思う。市内の団体、市外の団体をどういうふうに区分するのか、それは市に任せる。小金井市民だから使える、小金井市民を中心にした団体が使えるように決めていただきたい。
- (委員) 公民館は5人以上の登録ということになっている。それから社会教育団体は10人以上。登録人数は大体そのぐらいの区切りでやっている。それから市内、市外は、そのうちの過半数が市内であればそれでいいと思う。
- (委員) このままでいいと思う。
- (委員長) 登録人数は、これくらいかなというふうに思っている。ただ、活動拠点がどこにということとは悩む場面ではある。活動拠点のことを含めて、さらに意見はあるか。
- (委員) 小金井市の新福祉会館ですから、小金井市の人が使ってほしいということだが、それを利用登録の段階で判断しようとするので難しくなってくる。
- (委員長) もしこれに入れるとしたら、先ほどから何人かの委員の方々がおっしゃっている、活動拠点ということが1つ入るのかなと思うが、市内団体、市外団体に対して活動拠点を要件の中に入れるかどうかということだけ、皆さんに意見を求めたい。

(委員) 小金井市を中心に活動拠点にしているとか入れていただいたほうがいいと思う。

(委員長) 特に反対はないか。反対がなければ、条件の中に追加するが、よろしいか。それでは登録の条件に「活動の拠点を市内に有する」という文言を追加するということでお願いしたい。

【決定事項】

利用団体登録の、登録の条件について、団体の人数は計画（素案）どおり5人以上と決定。ただし、市内団体に「活動の拠点を市内に有すること」という要件を追加することとした。登録の区分については、3種類の区分で、計画（素案）どおり決定。

④ 多目的室等の利用予約の検討

○事務局の説明

(事務局) 管理運営計画27ページを説明。イ、利用予約について、一定の要件を備えた障害者団体等が優先的に利用予約できるよう、団体登録区別に予約時期に差を設けている。1次抽選対象団体は、おおむね4か月前から、2次抽選対象団体は、おおむね3か月前から、最後、随時予約対象団体は、おおむね2か月前から予約申込みが可能としている。

ウ、利用制限について、より多くの方に新福祉会館を利用していただくため、予約に制限を設けている。1か月最大16時間（月4回）と設定している。資料③の項番6が関連しているので、併せて検討、協議していただきたい。

○主な意見等

(委員長) 資料③の項番6について、提案委員から、簡潔に提案理由の説明をお願いしたい。市の考え方について、市のほうでも簡潔に説明をお願いする。

(委員) 将来の高齢者の中から新しい価値観を持った新しい団体が出てこよう。それについて、この区分の中でBには入らず、Cに入るものも出てくる。そうすると抽選団体になってしまう。若い高齢者、新規の高齢者の方々は彼らなりの価値観を持っているのだから、新しい高齢者の利用に便宜を図るという考え方が予約の段階にあってもいいのではないか。

(事務局) 現状の計画では、登録団体の活動内容の性質によって、区分がAからC、いずれかに該当する。団体がどの区分に該当するかというところを判断して、AからCに分けていくという考えでいる。

(委員長) 意見を述べさせていただくと、まずはこの区分でスタートしてみたいか。この区分というのは、今の段階では比較的ベターではないかと思っている。他の委員の方々はいかがか。

(委員) やはり基本は福祉会館ということで福祉関係の方ということ、それが1番で構わないと思う。あと、生涯学習や地域活動とかも大切な市民の活動であるので、そこもいいし、それ以外ということであれば、事務局案のとおり、このA、B、Cという区分でいいと感じている。

(委員) 登録団体の活動内容の性質によって分かれるということで、新しいものができるけど、このA、B、Cという区分でいいと思う。

(委員長) この件については、計画（素案）どおりでスタートさせていただき、そして今

後については、いろいろなフィードバック等から、また見直し等を図ってもらおうということによろしいか。（「異議なし」の声あり）それでは、計画（素案）どおりでスタートさせていただきたい。

【決定事項】

利用予約・利用制限については、計画（素案）どおり決定。

(5) 質問・意見に対する回答表

○事務局の説明

（事務局）第2回策定委員会の議題に関わる提案や意見以外の質問等についてまとめたものとなる。事前にお知らせしたとおり、この資料の回答をもって、協議終了とさせていただきます。なお、今回質問・意見に対する回答表について、項番1から12までについては、第1回策定委員会の議題となる部分であるが、事情により第1回策定委員会の資料に掲載できなかったため、今回の資料に掲載させていただいた。

○主な意見等

（委員長）この件については、説明のとおり、この資料の回答をもって協議を終了させていただきます。

(6) 次回の開催日時について

○事務局の説明

令和3年10月19日（火）午後3時から、本庁舎第一会議室で開催

(7) その他

特になし

以 上